

令和 7 年度
福島県沖における洋上風力発電事業に関する
調査事業業務委託に係る仕様書（案）

令和 7 年 月

福 島 県

この仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が検討を行う「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業」（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、知見を有している民間法人へ委託して行う「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県は、令和3年（2021年）12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、令和22年（2040年）頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）から生み出すという目標を引き続き掲げるとともに、浜通り地方の産業基盤の創出を目指す原動力として再生可能エネルギーを重要な柱に位置付ける「福島イノベーション・コースト構想」を推進しており、更に、平成28年9月には、国、県、関連企業などが一丸となってエネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくためのプラン「福島新エネ社会構想」（令和3年2月改定）を策定し、令和5年7月には「福島新エネ社会構想加速化プラン」（令和6年9月改定）を策定した。

冒頭の再エネ導入目標を達成するためには、陸上での再エネ導入に加え、洋上での再エネ導入についても検討していく必要がある。

そこで、令和6年度に県が実施した「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業」（以下、「令和6年度調査」という。）において収集・分析した情報を基礎とし、排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）を含む本県沖全域を対象として洋上風力発電設備の導入ポテンシャルを精査し、有望な海域を探るとともに、洋上風力に関連する新たな産業基盤創出の可能性等について検討を深めることを目的とし、本県沖での洋上風力発電事業に関する調査を実施する。

2 業務概要

（1）委託業務名

福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託

（2）委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3 委託業務内容

(1) 本県沖全域を対象とした自然条件等に関する文献等調査

E E Zを含む本県沖における洋上風力の開発に必要となる自然・社会・技術条件等について、項目（6）の事業実施の可能性を有する海域の特定に向け、令和6年度調査における洋上風力導入ポテンシャル結果の更なる分析や令和6年度調査で考慮していないデータ項目（波高、潮流、海底地質等）などの追加的な情報収集を行い、本県沖における洋上風力導入ポテンシャルを精査する。

特に技術条件については、業界団体や事業者へのヒアリング調査等により、主に浮体式洋上風力の最新の技術動向を踏まえた必要条件を整理し、調査結果に反映すること。

(2) E E Zを含む本県沖の海域利用状況及び主要な利害関係者に関する調査

E E Zを含む本県沖における海域利用状況について、項目（6）の事業実施の可能性を有する海域の特定に向け、令和6年度調査において収集・分析した情報を基礎とし、県外漁業者等を含む海域利用の追加的な文献・データベース等の公開情報の収集・整理、県内漁業者の詳細な操業状況の把握、沖合漁場で操業する広域の漁業団体を含む海域利用者等へのヒアリング調査等を実施する。

これらの調査結果を踏まえ、E E Zを含む本県沖における海域利用状況を精査するとともに、県外漁業者を含む主要な利害関係者を把握するものとする。

(3) 本県の特性を踏まえた水産業振興策等の検討

令和6年度調査において整理した有望海域、収集・分析した漁業共生策案を基礎としながら、本県漁業の特性を踏まえた水産業振興策について検討する。

検討においては、県内漁業関係者、沖合の広域漁業団体及び有識者等へのヒアリングを実施し、漁業の現場の意見、学術的な知見を取り入れた、実効性のある水産業振興策を検討し、実現に向けた課題や必要施策について整理すること。

また、水産業以外の地域産業についても、本県の特性を踏まえた振興策を検討すること。

(4) 洋上風力に関する意見交換会の実施

漁業関係者との洋上風力に関する意見交換及び情報交換を通じた相互理解の醸成を主な目的として、意見交換会を実施する。

意見交換会の出席者は、国、県、漁業関係者、市町村、地元関係者及び有

識者等を想定し、県との協議により決定すること。

意見交換会においては、本調査に必要な情報収集及び意見収集を行うとともに、有望海域のさらなる特定や具体的な漁業共生策等の検討に向けた意見交換を行い、必要に応じて合意形成を図ることとする。

なお、開催方法及び開催頻度については、調査事業の進捗を踏まえて決定するものとし、受託者においては意見交換会資料の作成と当日説明、開催にあたって必要となる会場手配、有識者等に対する謝金・旅費の支払い、出席者の日程調整等の業務を行うものとする。

(5) 洋上風力発電事業に係る法整備等の状況に関する調査

E E Zにおける洋上風力開発等に係る法整備等の状況、国における洋上風力導入に向けた施策及び洋上風力市場に係る主要な政策動向等について整理するとともに、これらの今後の方向性について整理する。

(6) 事業実施の可能性を有する海域の特定

項目(1)～(5)の調査及び検討結果を踏まえ、洋上風力開発に適した自然・社会・技術条件を有し、利害関係者からの理解が得られやすいと考えられる海域(以下、「有望海域」という。)の特定を行う。

有望海域の特定にあたっては、令和6年度調査において整理した事業実施の可能性を有する地点(特に有望なポテンシャル海域(海区Ⅰ-6、Ⅲ-6)並びに漁法に応じた調整が必要な海域のうちポテンシャルを有する海域(海区Ⅰ-2))及びその周辺海域について、細分化した区域(メッシュ)を設定し、発電コスト、自然条件及び海域利用状況等を踏まえ、より事業実現性の高いと考えられる海域を抽出すること。

また、E E Zを含む本県沖における有望海域及び利害関係者の特定に向けた課題や必要施策を整理するものとする。

(7) 県内港湾の拠点港としての利用可能性に関する調査

令和6年度調査において整理した県内港湾の拠点港としての利用可能性に関する調査結果を基礎とし、県内港湾を拠点港として運用するために必要な対策の方向性を具体的に検討し、実現に向けた課題や必要施策を整理すること。

(8) 県内企業の洋上風力市場への参入可能性に関する調査

令和6年度調査における県内企業の参画可能性のある業務に係る調査結果を基礎とし、県内企業を対象に、洋上風力市場への参入可能性を把握するためのアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、風力分野で活動実績を有する

主要な県内企業をはじめ、洋上風力のライフサイクル全般に関連する県内企業を対象に実施することとし、調査対象企業については、福島県保有の企業データベース等を活用し、100～300 社程度を対象に実施すること。

また、必要に応じて、アンケート調査結果を踏まえたヒアリング調査を実施すること。

さらに、風車メーカー等の洋上風力関連企業を対象に、地域企業が製造やメンテナンス等について受注するための課題や必要な取組を把握するためのヒアリング等調査を実施すること。

これらの調査結果を踏まえて、県内企業の洋上風力市場への参入可能性や、参入を実現するための課題や必要施策を整理するとともに、令和 6 年度調査で検討した、洋上風力を起点とした福島県発展の姿を精査する。

(9) 経済波及効果の分析

令和 6 年度調査における経済波及効果に係る調査結果について、項目(1)～(8)の調査結果を踏まえて、経済波及効果を精査すること。

(10) 業務報告書の作成

本業務の成果品として、以下の期日までに業務報告書を作成すること。

中間報告書については印刷物(A4 版)2 部及び電子媒体一式、最終報告書については印刷物(A4 版)6 部及び電子媒体一式を福島県企画調整部エネルギー課まで提出すること。

さらに、最終報告書については、要点をまとめた概要版を作成し、電子媒体を併せて提出すること。

なお、最終報告書提出前には県に対して最終報告書案を説明し、修正指示等を受けること。

中間報告書：令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

最終報告書：令和 8 年 3 月 13 日(金)まで

4 提出書類

受託者は、次の書類を県の指定する日までに提出すること。

ア	委託業務着手届(別記第 1 号様式)	1 部
イ	委託業務完了届(別記第 2 号様式)	1 部
ウ	業務完了報告書(中間・最終共に自由様式)	各 1 部
エ	個人情報取扱報告書(別記第 3 号様式)	1 部

5 協議・打合せ

本業務委託の実施に当たっては、適宜、県や関係団体等との打合せを行い、業務進捗の報告や情報収集、合意形成を図ること。

6 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本業務委託の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。

イ 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下、「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って県の書面による承認を得なければならない。

ウ 受注者は、前号により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本業務委託の受注者としての責任を負うものとする。

7 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により県に損害が生じた場合には、受託者は県に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本委託業務の履行により新たに得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4ア関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4イ関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業務名
福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

別記第3号様式（仕様書4エ関係）

個人情報取扱報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付けで契約した「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託」について事業完了しましたので、契約書（個人情報取扱特記事項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 取り扱った個人情報の内容

2 個人情報の返還等

	対応内容	実施日時	担当者	実施方法
	返還			
	引き渡し			
	消去			
	廃棄			
	その他			

※該当する対応内容に○

※消去又は廃棄の場合、実施日時、担当者名及び実施方法を記入すること